

令和7年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第254回審査部会、第261回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第二部】	
令和8年1月13日	参考資料1-1

経済産業省

20251222保第4号

令和8年1月5日

化学物質審議会
会長 蒲生 昌志 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第416号）による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条第1項第37号に規定する化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第416号）附則第2項の規定に基づき、次について諮問する。

ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。）について